

ID: 36

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町上高根沢地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第7条ただし書(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例 規 番 号	平成11年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (利用料の還付)</p> <p>第7条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、利用者の責によらない理由により、利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日